

宇都宮ブランド推進協議会設置要領

(名称)

第1条 この協議会は、宇都宮ブランド推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 宇都宮ブランド戦略に係る計画や事業の検討・評価に当たり、市民から幅広く意見を聴くため、協議会を設置する。

(所掌事務)

第3条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 宇都宮ブランド戦略に係る計画等の策定に関して、意見、助言等を行うこと。
- (2) 宇都宮ブランド戦略に係る評価に関すること。
- (3) その他、宇都宮ブランド戦略の推進に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、委員22人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 関係機関及び関係団体の代表等
- (3) 市議会議員
- (4) 公募により選考されたもの
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から1年を経過した最初の3月31日とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(関係人の出席)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 協議会の会議は、原則として公開する。

(事務局)

第9条 協議会の庶務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、宇都宮市人口対策・移住定住推進室とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月28日から施行する。